

入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 5 日

岩手県農業研究センター所長 佐藤 実

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 岩手県農業研究センター温室設備機械保守点検業務
- (2) 履行場所 岩手県農業研究センター 岩手県北上市成田 20-1 及び同市飯豊 2-70 地内
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- (4) 業務概要 別紙「岩手県農業研究センター温室設備機械保守点検業務仕様書」のとおり
- (5) 入札方法 (1)の件名の総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札日現在で、岩手県内に本社、支店又は営業所を有していること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者若しくは更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者若しくは再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (5) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から 1 月を経過していること。
また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けていないこと。
- (6) 岩手県内において、国（公社、公団及び独立行政法人等を含む）、県又は他の地方公共団体と同種の温室設備機械保守点検業務を令和 4 年 1 月 1 日以降、6 月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その営業に関

与する者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 入札説明書及び競争入札参加資格確認申請書等の申請受付

本件の入札に参加しようとする者は、あらかじめ一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を添えて岩手県農業研究センター所長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出は別に定める様式によるものとし、その関係書類及び入札説明書を次により受付する。

(1) 受付期間

公告日から令和8年3月18日（水）までの土日を除く午前9時から午後4時まで

(2) 受付場所

岩手県農業研究センター企画管理部総務課 受付

(3) 申請書等の提出部数は1部とする。

(4) 申請書等は持参のうえ提出すること。郵送等での受付は不可とする。

(5) 提出された申請書等は返却しない。

4 競争入札参加資格の確認結果の通知

競争入札参加資格の確認結果については、令和8年3月23日（月）までにファックスにより送信する。

5 契約条項を示す場所及び入札に関する問い合わせ先

郵便番号 024-0003 岩手県北上市成田 20-1

岩手県農業研究センター企画管理部総務課 電話番号 0197-68-2331

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年3月24日（火） 午後1時30分

(2) 場所

岩手県農業研究センター本館1階中会議室

7 入札保証金

(1) 入札に参加する者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を、入札執行の前日までに岩手県農業研究センター所長に納付しなければならない。

ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全額又は一部の納付を免除する。

(2) 入札保証金の納付場所は次のとおりとする。

岩手県北上市成田 20-1 岩手県農業研究センター企画管理部総務課

(3) 落札者以外の入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後に請求書の提出を受け、当該入札参加資格者又は代理人に還付する。

また、入札参加資格者又は代理人が入札保証金を受領するに当たっては、入札保証金受領証（収入印紙 200 円貼付）を提出すること。

なお、落札者については、契約締結後において還付する。

(4) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、岩手県に帰属する。

8 その他必要な事項

(1) 調達手続の停止

令和 8 年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務の調達手続きについて停止の措置を行うことがある。

(2) 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 予定価格の範囲内での最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書の作成を要する。

(5) 入札行為を代理人に委任する場合には、必ず委任状を提出すること。

(6) 郵送、電送、電報その他の方法による入札は認めない。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。